

5 災害に強いまちづくり計画



【基本方針3】 災害に強いまちをつくる

(5) 住宅、建築物等の倒壊・火災から命を守る

(5-1) 住宅等の耐震性の向上

施策 5-1-①

公共施設の耐震化推進

地震・津波

施策 5-1-②

住宅の耐震化推進

【取組の概要】

阪神・淡路大震災では、発災後 15 分以内に死者の 9 割以上の方が家屋や家具の倒壊により亡くなりました。特に昭和 56 年以前の旧耐震基準で建てられた建物の被害が大きかったことが示されています。

また、住宅の倒壊は生活再建に困難を来す被災者を発生させると共に、緊急輸送道路や避難路の閉塞、出火・火災延焼による被害拡大の要因にもなりました。住宅の耐震化は、震災直後の死傷者と住宅被害を減少させるとともに、その後の社会全体のコストを最小限に抑える根幹的な政策とされています（出典：「住宅・建築物の耐震化の促進」、国土交通省、平成 24 年 3 月）。

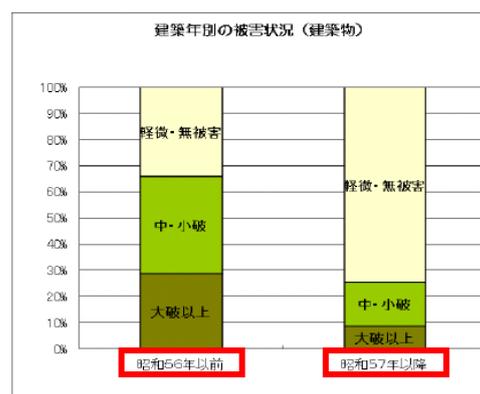
地方公共団体は、建築物の耐震化を推進するため、耐震改修促進計画を策定し、それに基づいて住宅、不特定多数の方が利用する建築物及び公共施設の耐震化を進めています。

阪神・淡路大震災による建築物等に係る被害

・阪神・淡路大震災における状況

死亡者の死因	
	死者数
家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831 (88%)
焼死体（火傷死体）及びその疑いのあるもの	550 (10%)
その他	121 (2%)
合計	5,502 (100%)

※平成7年度版「警察白書」より(平成7年4月24日現在)警察庁調べ
※消防庁:阪神・淡路大震災について(確定報、平成18年5月19日)による
死者数は6,434名、全壊住家数は約10万5千戸



(出典)平成7年阪神淡路大震災建築震災調査委員会中間報告

→ 死者数の大部分が建物等の倒壊が原因

→ 現在の耐震基準を満たさない昭和56年以前の建物に被害が集中

5 災害に強いまちづくり計画



【計画、整備にあたっての着眼点・留意点】

○改正耐震改修促進法

- ・改正耐震改修促進法（平成 25 年 11 月施行）では、大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、地震に対する安全性が明らかでない病院、店舗、旅館等の不特定多数が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの、地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道の建築物、都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物について耐震診断実施を義務付けています。
- ・危険物保管施設の耐震状況を把握し、必要に応じて耐震化を推進する必要があります。

○住宅・建築物の耐震化の必要性

- ・住宅や建築物等の倒壊は、円滑な避難の阻害要因となることを認識することが重要です。過去の地震でも、倒壊によって家から脱出できなかったことや、避難経路を塞がれたことで、多くの方々が亡くなっています。
- ・地震発生時の円滑な避難のためにも、住宅等の耐震化の重要性等の理解を得ることが不可欠で、住民に対して様々な機会を通して、国や地方公共団体の支援方法を含めて広報・周知を行う必要があります。例えば、住宅の耐震化について、市民には「どうせ津波で壊れる」という意識が少なからずあるようで、壊れるものに対してお金をかけようとする面があります。しかしながら、「家が倒れなければ、命が助かる。助かるためには、玄関まで安全に出られることができ、山まで逃げることができることが必要で、その後は、市や自衛隊などの支援も得られる」と伝えていく必要があります。
- ・住宅の耐震化の推進は、ガレキの減量化につながり、復旧・復興がしやすいまちづくりの視点からも重要です。

○住宅・建築物の耐震化支援

- ・住宅や建築物の耐震化を促進するためには、住民等の理解や協力が不可欠であり、住民が自分たちの命は自分たちで守るという「自助」の意識を高めることが必要です。住宅の耐震改修・耐震診断が進まない主な要因として、下記の 3 項目があげられますが、それを払しょくするため、昭和 56 年以前に建築された木造住宅を対象に地方公共団体の職員等が対象となる住宅を戸別訪問し、耐震化の必要性や支援制度等の啓発活動を行うことが、一つの有効な手段となります。

〈耐震診断・耐震改修実施の主な阻害要因〉

- ①耐震化の必要性に関する認識
- ②耐震化コスト
- ③業者・工法等に対する信頼性

5 災害に強いまちづくり計画



- ・効果的な耐震化の取組を進めるためには、耐震化が必要な建物棟数等の実態把握を行うことも重要です。
- ・住宅の地震対策は耐震補強が最も効果的ですが、経済的な理由で大がかりな耐震改修が出来ない場合に、家屋が倒壊しても一定の空間を確保することで命を守る装置として「耐震シェルター」があります。耐震シェルターは、地震で住宅が倒壊しても寝室や睡眠スペースを守ってくれる装置で、既存の住宅内に設置し、住みながらの工事や、耐震改修工事に比べて短期間で設置も可能です。
- ・住宅等を耐震化するだけでなく、家具の転倒やブロック塀の倒壊で被害を受けないためにも、建築物等の耐震化とあわせて、家具やブロック等に対する転倒防止対策、を進める必要があります。また、寝室から転倒のおそれのある家具を他の部屋に移すことも有効です。さらに、ガラス飛散防止を図るため、フィルムの設置も必要です。
- ・平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震による被害を踏まえ、ブロック塀等の安全性を確保するため、危険なブロック塀等の除却、改修等を支援するとともに、行政、専門家、地域住民等が連携して行う通学路等の安全点検等、地域の安全確保のための総合的な取組が重要です。



出典：東京都HP「耐震ポータルサイト」
<http://www.taishin.metro.tokyo.jp/>

◆参考資料

- ・住宅における地震被害軽減に関する指針（内閣府、平成16年8月）
- ・住宅の耐震診断・耐震改修推進のための戸別訪問マニュアル、及びQ&A集（国土交通省四国地方整備局、平成25年3月予定）
- ・問いかけられる自己責任 あんしんなブロック塀をめざして（（社）建築学会）
- ・地震による家具の転倒を防ぐには（総務省消防庁HP）

5 災害に強いまちづくり計画



【事例】

○美波町の取組み

- ・住宅の耐震化制度の整備
- ・命だけは守るための対策の推進

1. 木造住宅の倒壊を防ぐ耐震化促進事業

- ・美波町木造住宅耐震診断事業

対象：昭和56年以前に建築された木造住宅

- ・美波町木造住宅耐震改修事業

対象：町が実施した耐震診断で「倒壊する可能性が高い」と診断された住宅が、一定水準以上の耐震性を確保（安全な住宅）する改修工事

2. 命だけは守る簡易な耐震補強工事への支援

- ・美波町木造住宅簡易耐震補強事業

対象：町が実施した耐震診断で「倒壊する可能性がある」と診断された住宅に、地域材を用いて町内建築事業者により施工する簡易な耐震補強工事

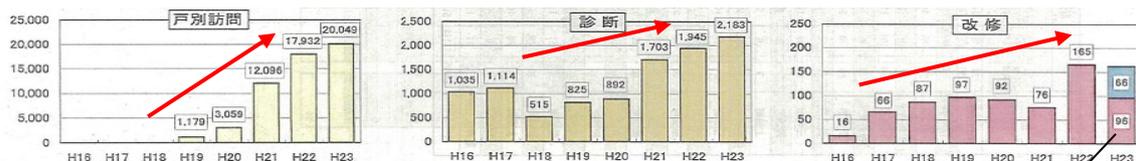
→ 高齢者をはじめとした地域住民に、耐震改修のための多額の負担を求めるのは困難な場合も少なくないため、命だけは守るための対策の必要性も唱えられています

○徳島県の取組み

- ・耐震診断・耐震改修推進のための戸別訪問の実施

・徳島県は、平成19年度から戸別訪問（1,179件）を開始しました。平成21年より耐震化指導員を配置したことにより、戸別訪問回数は急増し（平成21年、12,086件）、耐震診断及び耐震改修も増加傾向を示しています。

・徳島県では、「平成23年の戸別訪問による耐震診断の受付率は約45%、戸別訪問によるPR効果は大きいことがわかった」（国土交通省四国地方整備局 第1回耐震改修促進WG資料、平成24年7月23日）と分析されています。



戸別訪問・耐震診断・耐震改修の変遷

出典：国土交通省四国地方整備局 第1回耐震改修促進WG 徳島県提出資料

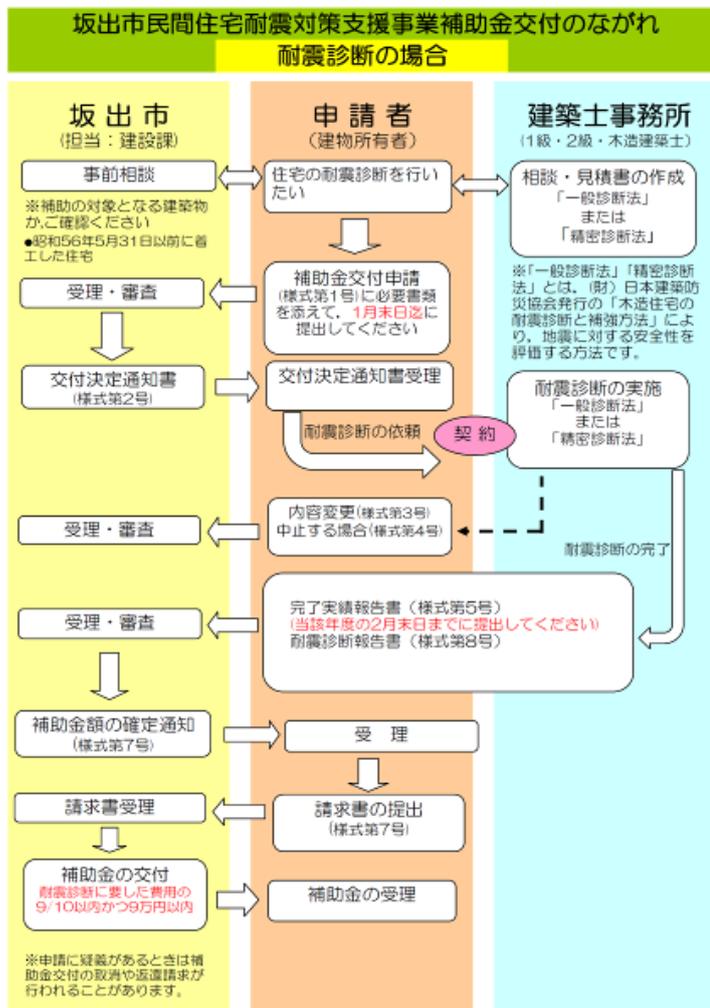
5 災害に強いまちづくり計画



○坂出市の取組み

・坂出市民間住宅耐震対策支援事業の実施

・坂出市は、地震による住宅の倒壊等を防ぎ、災害に強いまちづくりを促進するため、坂出市民間住宅耐震対策支援事業として、民間住宅の耐震診断及び耐震改修工事、簡易耐震改修工事、耐震シェルター等設置工事に要する費用の一部を助成し、市民の耐震改修等の取組みを支援しています。



坂出市民間住宅耐震対策支援事業
補助金交付の流れ(耐震診断の場合)

5 災害に強いまちづくり計画



○香南市の取組み

・木造住宅耐震化促進事業の推進

- ・香南市では、木造住宅耐震化促進事業として、耐震診断・耐震設計・耐震改修工事を進めるとともに、危険性の高い既存コンクリートブロック塀等の安全対策にも補助を行っています。
- ・また、地震等により転倒が予想される家具について、シルバー人材センターによる転倒防止金具等の取り付けの支援を行っています。

○練馬区の取組み

・ブロック塀の撤去および生け垣化の推進

- ・練馬区では、昭和54年度から生け垣助成制度を開始し、同区内の生け垣の総延長は約122km（平成28年度調査）となっています。また、平成20年4月には緊急道路障害物除去路線沿いの生け垣緑化への助成額を増額するなど、地震対策の観点から取組を強化しています。



生け垣化助成

必ず工事着手前
にご相談ください。

道路に接した場所に要件を満たして新しく生け垣を設置した場合、助成金を受け取ることができます。既存の生け垣や樹木を撤去して新しく生け垣を設置する場合（枯死等を除く）は助成対象外となります。

助成金額

生け垣設置 1mにつき1万円上限
既存塀・舗装撤去 1mにつき1万円上限（舗装撤去のみの場合 5千円上限）
（いずれも所要経費が上限額未満の場合は所要経費全額を助成）
生け垣設置と既存塀・舗装撤去を合わせた助成限度額 80万円
既存塀・舗装撤去の助成対象は、生け垣を設置する場所のみです。
みどりの協定締結区域、緊急道路障害物除去路線に面する部分では助成率が拡大されます。
詳しくは、お問い合わせください。

練馬区の生け垣化助成のパンフレット